

熊本県地域リハビリテーション支援センター設置及び運営要項

第1 目的

この要項は、熊本県地域リハビリテーション支援センター(以下「県支援センター」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 県支援センターの業務

1 地域リハビリテーション広域支援センターの指定及び運営要項第4に基づき指定した地域リハビリテーション広域支援センター(以下「広域支援センター」という。)、地域密着リハビリテーションセンターの指定及び運営要項第4に基づき指定した地域密着リハビリテーションセンター(以下「密着リハセンター」という。)への技術的支援

ア 研修会の開催

広域支援センター及び密着リハセンターの医師や理学療法士・作業療法士等を対象とした研修会を開催する。

イ 連絡会議の開催

地域リハビリテーション広域支援センター、密着リハセンター及び関係団体との情報交換を目的に連絡会議を開催する。

ウ 相談対応

広域支援センター及び密着リハセンターからの技術的相談に応じ、必要な情報の提供・アドバイスを行う。

エ 訪問指導

広域支援センター及び密着リハセンターからの求めに応じ、必要に応じ広域支援センターへ出向き、技術的アドバイスを行う。

2 関係団体との連絡調整

地域リハビリテーション推進のため、医療機関等関係団体と必要な連絡調整を行う。

3 リハビリテーション資源の調査・研究

地域リハビリテーションの推進に資するため、県内のリハビリテーションの資源等に関する調査・分析を行う。

4 最新情報の収集・整理・提供

リハビリテーションに関する最新情報を収集・整理し、必要に応じ広域支援センター及び密着リハセンターへ提供する。

第3 業務の委託

県支援センターの業務は、適当と認める団体に委託することができる。

第4 事業実績報告等

県支援センターは、事業終了後、事業実績報告書(別添様式)を速やかに知事に提出するものとする。

第5 秘密の保持

県支援センターの業務に携わる者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成12年8月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年1月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)8月23日から施行する。

様式

年度熊本県地域リハビリテーション支援センター事業実績報告書

年 月 日

熊本県知事

様

法人等所在地

法人等の代表者名

熊本県地域リハビリテーション支援センター設置及び運営要項第4に基づき、
年度熊本県地域リハビリテーション支援センター事業実績を下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 業務実績報告書
- 2 その他参考となる書類